

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 施行条例の一部改正（案）に関する意見募集の概要

（本改正案については検討途中であり、今後変更する場合があります。）

1 改正に至る経緯

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（以下「条例」という。）は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の規定に基づいて風俗営業の営業制限地域や遵守事項等を定めています。

この度、

- * 都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正により、住居系用途地域の一類系として「田園住居地域」が創設されるため、風俗営業の制限地域等を見直す必要が生じたこと
- * 条例では一部の風俗営業者（マージャン店、パチンコ店等及びゲームセンター等）及び特定遊興飲食店営業者による「営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為」を規制していますが、昨今のインターネット社会の発展に伴い、広告・宣伝の多くにホームページや会員メール等のインターネットが活用されている現状であること

を踏まえ、条例を改正する必要性を認めました。

2 条例改正（案）の概要

(1) 都市計画法に規定される「田園住居地域」に、以下の規制をします。

ア 風俗営業の許可に係る営業制限地域とします。

イ 風俗営業、特定遊興飲食店営業及び深夜における飲食店営業の騒音の規制数値を

午前6時後午後6時前の時間は55デシベル

午後6時から午前6時までの時間は40デシベル

とします。

ウ 深夜酒類提供飲食店営業の禁止地域とします。

- * 都市計画法では、「田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域」としています。

(2) 営業所に限らず、ホームページやメール等を使用して「賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある」広告・宣伝をすることを規制します。

<対象となる営業者>

マージャン店、パチンコ店等、ゲームセンター等、特定遊興飲食店営業